

平成 30 年度 八尾市障害児保育審議会議事概要
(提言書作成にあたっての審議会開催 第 3 回目)

開催日時：平成 30 年 5 月 21 日 (月)

午後 2 時 00 分から 4 時 00 分

場 所：八尾市立青少年センター 4 階会議室

出席者：委員 堀 委員 (会長)
前田委員 (副会長)
安藤委員
鶴 委員
玉田委員
御前委員
田村委員
嶋野委員
塚本委員
湯本委員
柿本委員

事務局 新堂こども未来部長
永澤こども施設課長
岡部こども施設課参事
牧野こども施設課課長補佐
木下こども施設課副主任
野本子育て支援課課長補佐
岡山子育て支援課 認定・入所係長

●開会

事務局：・「会議の公開に関する指針」に沿った公開を了承確認
・傍聴者なし
・資料の確認
・人事異動に伴う委員の交代の紹介と出席状況の確認

●会長挨拶

会 長： みなさんこんにちは。例年 1 回でおわりなのですが、今年はこども園ということ念頭に、昨年から引き続き、この審議会を 3 回重ねることになりました。大きな節目を迎えていますので、委員の方、是非忌憚のない意見を述べていただきまして、これからの八尾市における障がいのある子どもを含めた保育が、より一層よくなっていくようにご発言いただきたいと思っております。

素案は、事務局と話し合いを重ねてまとめました。これまでの委員のみなさまのご意見も反映していると考えています。

今日は、1つの議案ということで、それに沿って議事を進めて行きたいと思えます。最初に素案について事務局から報告して頂きまして、その内容について率直な意見交換をして頂きたいと思えます。あと残った時間を、今回3回目の答申をまとめる会議ですので、時間のある範囲内で、皆さんから率直なご意見をいただけたらと考えております。

それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

●次第1 提言書（素案）について、資料1

※＜事務局より説明＞

提言書（素案）について、各委員、事前送付にてお目通しいただいておりますので、概略説明をさせていただきます。

前回、1月30日の第2回審議会での課題整理、また、今後の方向性の意見交換を踏まえ、事務局においては、堀会長にご相談しながら、各委員のご意見もお伺いしながら、審議会としての提言書（素案）をとりまとめさせて頂きました。

それでは、お手元の提言書をご用意ください。表紙めくって頂きますと、堀会長の挨拶文にて、今回の「インクルーシブ（育ちあう）保育」の創造の趣旨を、記載いたしております。

続いて、もう一枚頁を捲って頂き、目次にて、提言書の全体構成をご覧ください。ここからは、目次と合せて、該当頁をご確認いただければと思えます。

まず、「今後の就学前施設における、障がい児教育・保育のあり方について」という諮問について、1頁から2頁かけて、1. 検討内容、2. 検討手法を説明し、3頁の3. 提言要旨において、今回の提言の結論を、1頁でコンパクトにまとめております。

3頁を実際に見ていただくと、四角囲みの箇所、(1)～(5)の各提言項目と、各項目につき①～③まで、具体的な動きを提示する形としております。

その後、4頁以降が、提言としての詳細内容を掲載している訳ですが、まず、4頁から6頁を「4. 現状と課題」とし、第1回審議会での現状確認と、第2回審議会での課題認識で審議した内容を、(1)から(3)の3項目で記載し、とりわけ、意見交換も活発に行われた、八尾市の切れ目の

ない支援の現状を表した「図表2 八尾市子ども子育て事業の現状」も、6頁に記載をしております。

次に、7頁から13頁にかけて、(1)の理念から(2)～(5)の仕組みづくりという、5項目に渡る提言内容を、記載しております。

その際、各項目につきましては、前回のご審議を受け、堀会長からも、できるだけ庁内での検討内容を盛り込んだ形で最終審議ができるように、とのご指示を頂いておりましたので、あくまで審議会における方向性議論の範疇において、提言内容に盛り込むようにいたしました。

さらに、第2回にて、活発にご審議いただいたご意見についても、この5項目において、その趣旨を盛り込めるよう、事務局ではとりまとめたつもりでございますが、後程のご審議で、言葉足らずの部分はご指摘いただければ幸いです。

最後、14頁においては、審議会を終えたあとがきを記載しており、ここは、審議会委員ご一同の思いという位置づけとしております。

内容としては、提言はあくまでスタートであり、今後、市に対し、提言内容をしっかりと受け止めて、着実に提言実現を図っていくように求めること、委員の皆様が、それぞれの立場で、今回の提言の実現に向け取り組んでいく決意を、案文として入れさせていただいております。

提言書としては、その後、参考資料として、規則と委員名簿、審議会開催状況、委員意見の概略をつける予定です。

委員意見のところは、まだ、事務局作業中であり申し訳ないですが、既にご了承いただいている議事概要を元に、今回のご審議内容を含め、主な意見を掲載する形で完成させたいと考えております。

以上、雑駁な説明で申し訳ないですが、提言書(素案)のご説明とさせていただきます。どうぞよろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長： ありがとうございます。あらかじめ皆さんに、お送りさせていただいておりますので、概略を報告していただきました。

今日は、最後の審議会3回目になりますので、率直なご意見をどこからでも出して頂けたらと思います。

14頁の「障害児保育審議会を終えて」には、委員の覚悟が書いてありまして、覚悟を書いている以上、委員が書かれている内容について、よく理

解し納得した上での素案という位置づけとなります。

私も素案づくりに参加しましたので、意見を補足させていただくこともできますので、どうぞ遠慮なくご意見ご質問を出して頂けたらと思います。

委員： 資料が二つあるんですね。あらかじめ送られてきたものと、今日受け取った物と調整された部分があったら、あらかじめ教えていただきたい。

事務局： 提言の文言につきましては、修正は全くございません。事前に送らせていただいた物で、ご審議していただいたら結構だと思います。

修正については、参考資料のところでございますので、提言書本体は、事前にお読みいただいた物でご審議いただいたら結構かと思います。

会長： どなたでも、疑問でもご質問でも結構ですので、お願いします。3時ぐらいまでと考えておりますので、どうぞ皆さん率直なご意見を聞かせていただきたいと思います

委員： 目次5.（1）今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ（育ちあう）保育」の創造と書いてあって、5-5には、（ともに）ということばがついているが、どっちなのか、他のところは、皆（ともに）が消えて（育ちあう）となっていますが。

事務局： インクルーシブ保育にするのか、それとも（ともに育ちあう）保育にするのか（育ちあう）保育にするのか事務局と会長との間でもご相談し選択肢があり、最終的には、委員がおっしゃったように、「インクルーシブ（育ちあう）保育」に統一させていただけたらと思います。申し訳ないです。

会長： この件に関して個人の意見ですけれど、会長の責任もあるんですが、インクルーシブ保育、普通は（ともに育ちあう）を、みんなよく使いますね。八尾市の場合あえて、みんなが使っているのと少し違うぞと意味を込めて、（ともに）を取って（育ちあう）保育としています。

それでも、趣旨をもっていますし、育ちあうとした場合、ここから、個人の意見がだいたい入ってくるかもしれませんが、子ども同士育ちあう、保育者と子どもが育ちあう、保育者同士育ちあう、保育士と保護者が育ちあう、保護者と子どもが育ちあう、保護者と保護者が育ちあう、地域の市民と保育者が育ちあう、学校の先生と保育者が育ちあう、そういういろんな立場の違いを超えて、さらに関係者は、ちょっと離れて見ている地域の市民も含めて、全ての人が育ちあうという姿勢を、基本的にもつ、という事が大切だと考えています。

そういう意味で八尾市の新しいこの提言、めざすところと言う意味で、「ともに」をとって、「育ちあう保育」というふうに思いを込めたという個人の意見です。

委員： 昔、教育とか共に育つとか共感とか言う言葉があっただけ。2005 年前後にその辺のニュアンスと重なる部分があって、どういう風にいえばいいのかなと思ったりするんですがね。

インクルーシブという言葉が、教育の場面でも使われていますよね。それとの整合性はいいんですかね。その辺をちょっと考えてどういう言葉にするのかですね。今日は、これでいい悪いは、言いませんけれど、教育の方々と連携していくということが、絶対必要なもので、その辺でどうかなという感じですか。

委員： インクルーシブという事で言うと、小中学校でいう、いわゆる支援学級と通常学級の子どもたちを、以前は、完全に分けるような教育が進められていた経緯があったと思うのですが、インクルーシブ教育の観点からお互いに理解し合うことも含めた教育を進めていくということになっている今の流れがありますので、そういう意味で言うとその趣旨からは、当然逸脱もしておりませんし、この言葉を使うことが特に不適切だという事は、全然ないというふうには思います。

委員： 育ちあうということになると、障がいのある子と障がいのない子に二元論で語られてしまうとちょっと困ります。

あくまでも子ども同士が育つのであって、その子どもに障がいが、あろうとなかろうと関係ない、インクルーシブは、子どもだけの問題じゃなくて、それを取り巻く大人の方が変わらなきゃいけないという議論も含まれると思います。

主に育ちあうということで良いのかとは思いますが。

会長： きれいな言葉を使うと酔ってしまって、実際ほんとにうまく行くかと、目の前の実践をしっかりと見据えて、なかなかそれをめざすけど、うまくいかないのだけど大事だと思います。

先程、委員がおっしゃったように、障がいがあるないにかかわらず、子ども同士が、周りの大人の理解や関わり方を問い直す点から言うと、障害者権利条約もそうだし、本来保育実践を出発点にもどってそこから問われないと、変っていかないので、子どもたちに自分たちで頑張れと言ったら済むのではないと思います。

委員が、おっしゃったように、そういう中味、考え方も含めて具体的な育ちあうことは、どういうことなのか。

提言して終わりではなく、今、出されたような問題については、確認しつつ問い直しつつ進めて行かないといけないかなと思います。

委員： そのような会長の思いがあるのであれば、そこのところを説明する枠組みを作って、以後「インクルーシブ保育（ともに育つ）」を、さける意味で、インクルーシブ保育というのは、こうですよという説明があれば、あまりにも（ ）しての説明が多すぎるので、（ ）部分を繰り返さないようにしたらどうでしょうか。

インクルーシブ保育とは、こういうことだと説明する部分を作った方が読みやすいのではと思います。

会長： そういう思いもあつたのですが、個人の思いに、偏り過ぎるのも問題かと思っています。

委員： 別に問題ないんじゃないですか、皆が、認めればいいと思います。

会長： 委員にも、修正してもらったり、書き加えたりしていただいたらと思います。今の問題に関わってでも結構ですし、別の論点でも結構です。いかがですか。

委員： 教育の方でも、どうかということもありましたが、6頁のところでは、障がい福祉課も関わって下さっているので、インクルーシブを使うことについての意味合いとか、障がい福祉課では使っていないとか、いうことはないですか。

会長： 6頁の図ですね。

委員： 保育とか教育とか、障がい福祉も関わりますし、インクルーシブの使い方とか、あるのかなと思いました。

会長： そうですね、この中には、インクルーシブという言葉は、全然ないですよ。

委員： 今、委員から意見がございました。提言の7頁の所、インクルーシブ保育理念を掲げるという理念の下に、近年の障がい児を取りまく状況として、様々な法改正であるとか権利条約等の流れの中で、この言葉を使っているという所で言うと、全然離れていないのかなと思います。

障がい児施策の観点で言うと、平成26年に障がい児支援のあり方について

て国の方でもそういった提言がでていたかと思うのですが、その中でもやはりめざすところは、インクルーシブというところで、まずは、一般子育て施策という所で対応しながら、特別な支援が必要な子どもに対しては、特別な後方支援をしていくという位置づけでございますので、そういう意味では、一致していると考えます。

会長： そうであるなら、6頁のこの図を、今の委員の発言に即して、インクルージョン、ソーシャルインクルージョン・インクルーシブとか、そういう方向を暗示するような、修正とか変更とか、今の所は考えてないですね。

委員： そうですね。この提言をまとめられるにあたり、いろいろ意見交換をさせていただきました。

障がい児保育に焦点をあてて、提言をまとめていくという考えでございますので、そういう意味では、あまりごちゃごちゃしすぎない方がいいのかなと思ったりもします。

そういう意味で幅広く現状について捉えられているイメージでわかりやすいのかなと、当然、個別に見ていくといろんな関わりが出てくると思うのですが、保育という観点で、まとめていくのであれば、こういうまとめかたが適当なのかなと思っています。

委員： インクルージョンという言葉には、人権という言葉が非常に重い意味が含まれていることが、少し忘れ去られていると感じます。

インクルーシブという言葉を使う方が、市としての立場では、易しいんだけど、人権という言葉で代弁しているところもあるかなとの感じはあります。

すでに、インクルーシブ保育、ともに育ちあう保育なのかも知れないが、学校は「特別支援教育」という。各行政機関で意味合いが違うというのはどうなのかと思えます。

委員： インクルーシブ保育の説明とか経緯はいると思うが、委員のおっしゃるこを入れると、どんどん裾野が広がっていき、まとまらないのではないかと思います。

先程、「保育」に限定といった話もあり、方向としては、障害児保育審議会なので、インクルーシブ保育がどういうものなのかを説明していれば、人権(インクルージョン)とかは、会長挨拶の中に入れてしまうとか、5-(1)①等に入れる構成がいいのかなと思ったところです。

会長： 障がい児保育の領域についての提言なので、広がってしまうと、何を言っているのか、解りにくい、曖昧になるといったことでしょうか。

委員： 入れないでと言っているのではなく、入れるのであれば、最初の方の5-(1)

にれるか、会長挨拶か最初の方に入れたらどうかという事です。

会 長： 具体的な提言をしてもらっているので、この素案を書き変えて適切なものにしていくかと、今アドバイスをして頂いたように思うのですが、私は、両委員のおっしゃることを、踏まえて書いたつもりです。

もう一度この辺をしっかりと書いていただければとおっしゃったと思うので、それに答えるといった形で、書き変えたりはできると思います。

理念があり、今回、理念を明確にして、インクルージョンをめざすということで、インクルージョンを実現する為に、障がいのある子とない子が、いろんな子どもたちが、同じ場でトラブルとか、助け合うとか、刺激し合うとか、保育のそういう場で、育っていきます。

そういう子どもが、大人になって育っていくと、インクルーシブな社会を担っていく人間としても、それは障がいのある子もない子も含めてだが、育っていくんじゃないかという方向を7頁の(5)－(1)①に抽象的ですが、書いたんですね。これは、保育を念頭に置き、書いているんですね。

学校教育も念頭において、福祉まではどうか、そういう事を希望して理念として掲げました。

では、実践としてどうふうにやっていけばよいのか。これから創っていくしかないのか。

ある程度は、実践の成果は、日本でも世界でもあると思うが、押しつけるのではなく、理念を掲げて、理念をめざし、自分たちの実践を見直して、創っていこう、そういう書き方をしたんですね。

委 員： 構成そのものは問題がなく、委員からの意見が、人権とか広がってきたので基本が広がってしまいますよという話をただけです。

構成を変えようということではなく、理念があって保育に集約されているので、委員がおっしゃる人権のことの説明を書くのであれば、5－(1)①の所で、説明があればということです。

会 長： この素案の中では、会長挨拶の所に、歴史的な流れで、障がい者差別解消法とか、本文でも、5－1の3行4行5行で、端折りすぎているかもしれないですね。

障害者権利条約は、はっきりと障がい者本人が、何を望んでいるかが、これまで十分認められてこなかったが、障がい者本人の人権が、障害者権利条約としては、自分たちの意見が認められたことがわかりました。

自分たちの意見も、他の人と対等に認めろという訴えとして、障害者権利条約が、私の考えで行くと、ノーマライゼーションとインクルージョンという50年の流れの中で、ようやく結実したという障がい者や本人の人権を障がい者じゃない人と対等に認めろというそれは、人権そのものです。

障がいがあっても一人の子どもとして、他の子どもと同等に、一緒に育てられていくという、基本とするということは、はっきりしたと思います。日本でもそれを認めています。

5-(1)にどこまで書くかが、難しいです。

少し参考にして頂いて、インクルーシブ保育実践を創り出すというところを、「ともに」という人と人との関係をどういうふうに、保育者が、実践者が育てていくかを書いていまして、そういうことが、図になっていますけど、両委員の議論を踏まえますと、まだここに書いていない私の言いたいことがあります。

障がいのある子どもを、保育者がどう理解するか、理解の問題は、人権の問題とつながっている。

今回の素案では、これからの実践も含めてインクルーシブ保育の実践と理論を創っていくというところに期待をする両委員の言う障がいのある子をどう理解していくのか、ということに繋がっていると思っています。どうぞ、他の方から違うところも出していただければと思います。

委員： 「ユニバーサルデザイン」については一言も書いていないですね。インクルーシブに関係あるのか。それぞれの育ちにくさに、こまめに分けて7つの課題があったと思う。それを一つずつ見ていけばいいだろうと思う。

第1章総則3保育の計画及び評価について、保育指針に則って書いていますが、われわれが、議論している物と全く違う。障がいがあるないと分けて、障がいのある子どもは、と書いてある。われわれの主張と違うものを、批判するというのではなく、むしろ書いてあるではないかということで、評価するような形で載せられているのは少し違和感があります。

会長： 何頁でしょうか

委員： 7頁の5の②の下段第1章総則3保育の計画及び評価のところだが、それは、ちょっと違うのではないか。
二元論で論じられている。そこがちょっとひっかかる。
「成長」ということばも書いてあります。
これは、どういうふうに扱うかは、考えた方がいいのかなと思います。

会長： 保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領にしても、認定こ

ども園では、それに則って進められます。

委員： 参考程度にあげているという意味なのか。

会長： そういう意味なんですね。位置づけを考えればいいんですね。
保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の位置づけを、どう捉えるかを考えるかということですね。

委員： 僕は、委員とは反対の意見で、むしろ入れてほしいと言っておりました。
保育所と幼稚園は、要領と指針に基づいて進めるので、そこは、整合性を合わせないといけないと思います。
理念があって、指針や要領で保育について書いてあり、それで終わりではなく、9頁に手だてが提示されているので、指針があっても何も問題ではないのかなと考えています。

会長： お二人の基本的な意見は、違わないと思うのですが、見る角度によってどういう風に受け止めて解釈すればいいのか、取り上げていることについて、二人の話 を聞いていると面白いなと思っています。

今は、素案に則って、あとで皆さんから、委員としての個人の思いを含め今後の八尾市におけるインクルーシブ保育についての要望とか思いとかも語ってもらいます。

まず、前にある素案についてももう少し意見を出していただければと思っています。

委員： 妊娠期の枠から、出生後、生まれてからの健診・育児サポートとか、いろいろな支援をして子どもを見ています。

健診から発達相談とか、必要な子どもを、「子育て総合支援ネットワークセンターみらい」とか障がい福祉に繋いだりしておりますが、その中で、障がいとか障がいでないとか、明確な区別が難しいです。

今の時代、そういう所に、情報をおくる子どもの検査形式とかを取ると全領域で50位の子もいれば、100位あるのに、なんでと思うこともあります。能力の高い子どもでも、すごく拘りが強くてやりにくさがあり、なんらかの子育てへの支援・介助が必要な子どももいます。

難しいと思うんですね。昔は、いろんな病名がついていましたが、自閉症スペクトラム症が認められるなかで、どこまでが障がいで、障がいでないというよりは、その子の特性にあった支援が、どんな風にどういるのか、と

いうひとつずつコーディネートしなくては、いけないだろうなという風に考えます。

そうすると、現場では、具体的にどういうマニュアル化をしたり、どんなふうに変更したりと、技量が大変難しいと思うし、どこからでも見える、説明できる、納得できるということも、難しくなるだろうなとは思いますが。

ある程度は、7頁に保育指針を持ってこられて、書いてある物もあるんだよと、示す必要もあるかとは思いますが。

八尾市として、その子に合った支援をどう考えるのかというのは、市独自で、ある程度考える余地は必要じゃないかなと思います。

平たく言えば、昔は、幼稚園か保育所だったけれども、認定こども園がたくさんできてきて、親御さんのライフスタイルにあった子どもの託し方といったこともそれぞれ出てくると思います。

何処へ行っても、その子どもさんに必要な支援が、等しく受けられるという事が大事と考えます。

それを誰がするかということは、提言が手引書となって、考えられていないといけないなと考えています。

会長：目の前にいるその子どもにとって、どういうやり方がいいのかと模索することが大切です。簡単にこういうやり方があるからこれでいこうと、そう簡単には言えないですね。

今までのやり方を、もちろん最大限利用するけれども、その子に本当にそれがいいのかというのは、その場で、また考えあつていくということ、あきらめずにやらないと、今までにあったやり方に当てはめていくことにどうしてもなるので、それはやっぱりおかしいと思います。

じゃその子にあったやり方というのは、どうなのかということは、なかなかはっきりわからない。だけどそこをめざすんだという事を、持っているのか持っていないのでは、大きく違いますね。

ユニバーサルデザインを実践している学校の実践を見に行くと、本当にお粗末だと思ふことがあります。子どもにわかりやすいように教えればよいということでしょう。わかりやすいという事は、どういうことなのかですね。

その子が何に興味をもって、ワクワクドキドキするかを抜きにしてですね、わかりやすく説明したらわかりやすくその子が理解できると思ひ込んでいる実践が多いんですね。

それは、ユニバーサルデザインのマニュアル化です。

やさしいからその子どもには、それでよいついていうのでは、駄目なんですね。考えて悩んでいくと、本当の力がつくんですね。

現場に行くと、ユニバーサルデザインの発想を持っているという事は、ものすごく大事だと感じます。

ユニバーサルデザインで、その子も含めて一緒にやっという事は大事ですね。しかしユニバーサルデザインで、考えだされているものを使って現場で、どう子どもの前で、展開されているかという、非常に単純だったり、目の前の子どもを理解できていないこともあります。そういうのは、だめですね。難しいですね。

今、委員が、おっしゃったように、八尾市の場合は、簡単に割りきらないで、そういう目の前にいる子どもにとって、何が本当に大事なのかを追求していくといいですね。

原則としては、他の子どもと対等に、みんなと一緒にできるだけ、絶対とは言わないが、めざす方向は、きれいごとかもしれないが、はっきりさせて実践を創っていくしかないですね。だから創りだすの「創る」って、今回、拘って書いています。

八尾市の場合は、ちょっと違うぞと、創っていくんだと、新しくそういう覚悟ですね。そういうつもりで書いているんですね。

最前線で、具体的に見ておられるので、そのことを感じられるのもわかりますね。

どうぞいかがでしょうか。見て頂きますね。

委員： 今まで、いろいろ試行錯誤しながら、何年間か審議会に携わらせて頂いて、一筋縄ではいかないと言うか、いろんな意味での一つの明言として、いかなければいけない、前に進まなければいけないという中で、提言（案）を読んでいます。

うまく説明が出来ないんですけど、各委員が、おっしゃったこと全てが、ぐるぐる意見として回りながら、難しい言葉では表現できないですが、悩みながら、すがりたいものはあります。

当然、一人一人がみんな違って当たり前ですし、その子たちを集団の中で見ていく私たちの保育園・幼稚園・こども園等そういう立場の中で、一緒に育ちあう・一緒に生活する・一日を過ごす・一年を過ごす・六年間を過ごします。

現場の中で、迷いや戸惑いやいろんなことがあるなか、私たちの手立ては指針であったりします。

それに縛られている訳ではないですが、何かそういうものもなければ、何が正しいのかが、段々と判らなくなっていくこともあります。

皆で話し合ったり、ケース会議を開いたり、そういう中で勉強会に出させて頂いたりしながらいろんな手立ての中で、どの子にも健やかな成長を願いながら関わっています。

今回、私は私立保育園の代表として来させて頂いていますが、皆さん各園の意見がある中、まとめて来れていないのも大変申し訳ないです。うまくまとめられないんですけど、要するに手立てがないと、自分たちも前に進めない現場の職員の思いと、そこに縛られてはいけないという思いと、提言(案)を読みながらも難しいなと思います。

保護者の思いというのかなり背負わなければいけない物がありますので、一概にやりにくさで、すべてがこの子は、サポート保育の対象だとは言えないです。

その子の個性として一人ずつを見ていく中、保護者にとっても一つの手立てというか、それが正解・不正解は、わからないんですけども、園に行くのがいいのか、支援を受ける学級に行くのがいいのか、特に就学前の保護者はすごく揺れ動いていく中で正解はないので、いろんな人からの意見を聞ける場というか、保護者の思いを一方的じゃなくて、いろんな方から聞くと余計に訳が分からなくなるかもしれないと思います。

「図表2 八尾市子ども子育て事業の現状」を見ながらも、迷ったとき、それぞれの支援が受けられるそういう繋がりがあって、小学校に行って就学されてからも、また保護者の支援が出来る場が、大切なのかなと言っております。

私たちは、本当にいつも言うんですけど、手を放してしまったら小学校に行ってしまう生活をしているのか全くわからないので、果たして園での六年間とか、三年間がこの子にとってどうだったのかというのが、結果が分からないので、現場では精一杯やらせては頂くのですが、ただその後がわからない分、やりっ放しにならないようにしなきゃいけないという思いで関わらせて頂いているんです。

うまく言えないんですけど難しいなと、読みながら現場の人間としては感じております。だからこそ責任がいっぱいあるなとも感じています。

会長： 保護者の問題とか、具体的な手立ての難しさとか、保育者としての向き合う基本的な姿勢とか、それを出して頂きました。

そういう視点から見て、この辺はちょっと不十分だとかいう事があるかと思えますので、時間の許す限りご意見いただけたらと思います。

見て頂いて、言葉とかもうちょっとここ不十分じゃないかとか、何回か見て頂くと気づかれる所もあると思うんですが、そういう点については、時間の範囲内で直せる所は直していくつもりです。

他にいかがでしょうか。

委員： これで終わりですもんね。

会長： そうなんです。

今、事務局の可能な期限までもう一度見てもらって、ここはやっぱりどうしてもひっかかるなという所があったら、連絡頂いたらそれは修正できる範囲で直します。

ある程度の時間をきってやらないと、次に進みませんので会議としては今日で終わりです。

委員： 第一線で毎日保護者達を中心に、悩ましい声を聞かれている人の代表の審議会に、親というのがいない、そこがやっぱりちょっと違和感を感じる。

親と言うのは、自分の子どもを中心にみますから狭い見方でいらっしゃるかもしれないが、それだけに深いものがある。

次回、審議会で、また新しく委員を推挙されるなら、もし内規に違反しないのであれば実際に親を列座できるようにするのはどうか。

会長： 今、そういうご意見を委員から頂きましたが、例えば、今日、配ってもらった資料の3頁の四角で囲ってある(4)で、保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内が出来る仕組みづくり、という事で1、2、3と並んでいますけれども、私は昨日読んでいて3を1にもってくる必要があると思いました。

まず、保護者の問題ですね。保護者自身が簡単にそれを評価する事が出来ませんので保護者自身が何を求めているか、保護者のニーズですね。

そしてそれを尊重した相談体制・支援体制というのが、やっぱり1にきて、そしてそれを踏まえて、行政としては全部上手くいくという事は簡単に出来ない面がありますので、行政の限界を感じつつ認定・審査・基準というのが出てくるわけで、3を1にするべきだと、感じました。

今の委員のご意見は、審議会の在り方に関わりますので、今後の審議会の在り方で検討させて頂く事になると思います。

障がいのある人、当事者も本当は参加した方がいいと私は思っています。それは、急にすぐには出来ませんが、検討する必要があるんじゃないかなと思います。

時間も過ぎてきておりますので、ここ納得しにくい、分かりにくいという所があれば、出して頂けたらと思いますが、いかがでしょうか。

今、こちらから指名してご意見を伺うと、やはり本当に、伝わってくるものがありまして、現場の最前線で仕事をされている人ならではの思いが伝わってきたかなと思います。

そういう点から言うと、まだ不十分な点がいっぱいあるかなと思います。しかし、これから、そういう問題をすぐに解決できないかもしれませんが、そこに取り組んでいくという姿勢がまず大事かなと思います。

委員： ソーシャル・インクルージョンという言葉が一番1ページ目の検討内容にありましたね。ソーシャル・インクルージョンとかインクルーシブという括りが、別枠であるなら、ソーシャル・インクルージョンという事についても簡単に説明をしていただきたい。

会長： そうですね、わかりました。1頁ですね。

はい。では、考えますけども、それでは、時間の事もありますので、一応この素案に対する、今の時点でのご意見・疑問・注文・要望と言うものを出して頂きました。

一辺再考するなり検討してほしいという事で、例えば今月いっぱいを限度にして、もう一度、意見がありましたら出して下さい。というような事等を、事務局と相談させていただきます。

そういうことを含めて一応皆さんからのご意見は、今ここで終わらせて頂きます。

あと4時まで50分位、この提言をするに当たって、各それぞれの現場での役割を担っておられると思います。

個人的な思いもそれぞれあると思いますので、その皆さんの感想あるいは思いを述べて頂いて、今回提言をするに当たって、皆さん審議会の委員の一人ですので、述べて頂いたらいいかなと考えています。

そういう事で恐縮ですけども、順番でご意見を伺えたらという風に思っています。順番でという事でよろしくをお願いします。

委員： 長年現場で、障がい児保育に携わっています。何十年と携わってきましたが、ごく自然に毎年同じような事を繰り返しながら何十年とやってきています。

難しいけれども、今まで何十年とやってきた障がい児保育を、まとめていただいて、そこで出てきた疑問とか問題点を、反対にこれからこうしていくよという形で、この審議会で、まとめられたのではないかなという事で、私はとっても嬉しくなりました。

これから、こういう風に八尾市は考えていくという事が、すごくわかり現場としては、とってもありがたい事かなと思います。

まだまだ、これから課題もたくさんありますし、会議でコーディネーターを、取り入れてくれるという話も、とても嬉しい話です。

入所にあたって会議を持つというのは、どういうメンバーでしていくのか、私達も入るのかなとか思いました。

現場の方でも障がい児保育に取り組んで、保育所は頑張っているという気持ちがあります。

ユニバーサルデザインという点では、早くから視覚支援も取り入れてますし、もうごく当たり前のように取り入れてます。それに頼ったらあかんということも、しっかりと学んでいます。

その力を、力の上にまたプラスしながら、またやっていけたらなという事で、とても期待をしています。以上です。

会長： 有り難うございました。それではお願いいたします。

委員： 今回の資料の方は、事務局さんの方でまとめて頂いて、前段でご意見が出ました、ソーシャルインクルージョンの考え方や、そのインクルーシブ保育の表現は事務局にお任せして、文言等揃えて頂けたらと思います。

それと、前回までのこの会議での議論を踏まえて、今回の形でまとめて頂いたかと思えます。

後段の方の提言で、今取り組める具体的な方法、方向性についてかなりまとめて頂いたと思いますので、これからどのように進めて実現していくかも大事ですので、どこかで振り返りが必要だと思います。

それと、各委員さん方のご意見を伺って、それとこの6ページの前回の資料でもありましたけれども、関係機関の連携図ですね。

切れ目のない支援ということで、今回も出して頂いていますが、みらいでは、保健センターと、役割が近い感じですが、相談を受けて、その子どもの状況に合わせて必要な療育や集団へ繋げる役割を担う事が多いかと思います。

この図で他の機関であるとか、保護者にとっては選択肢が増えており、また情報量が非常に多いです。

それをやり取りしながら、各関係機関で連携しながら繋げていると思います。

出生時から、学齢期までの流れですが、その子の持つ姿であるとか、育ちであるとか、また保護者の様子であるとかそういった情報と共に、動いていくと思いますので、そこをそれぞれの機関が我々もそうなんですけれども、うまく適切に情報と共に繋いでいく事が非常に大事です。

副会長より、「どうしてもその機関で途切れてしまって、次に行ったときのその後の情報が中々わからない、入ってこないという場合もあって、どうなっているのか」とかいうご意見もありましたが、その子どもの様子、保護者の様子を含めて適切に繋いでいくという所を、より意識する事が必要だと思います。

会 長： はい、有り難うございました。

委 員： この提言の中味なんですけれども、理念と仕組みづくりと中味も分かれていると思うんですが、学校教育の現場でも、どんな子どもたちを育てたいかという思いが共有されているという事が、教育効果を上げる一つの大きなポイントになるのかなと思います

仕組みづくりの部分については、保護者の方がどうこう出来る部分ではありませんので、そこは理解を頂くという事になると思うんですけども、この理念の部分については、指導者・学校の先生・幼稚園の先生・認定こども園の先生方と市民さんが広く共有出来る事になるのかなという所で、意義深いのではないかなという風に思っています。

今、教育委員会の方でも、小中一貫教育を推進するという事で、今年を準備期として位置付けて、各校取り組みを進めている所ですけども、小学校、

中学校の九年間で、どんな子どもたちを育てたいかという事を、小学校と中学校で共有をして、そのねらいに向かって協働していくという事で、取り組みを進めています。

これに加えて就学前の子ども達の教育・保育も含めて一貫した育ちを見守っていく、どんな人材・人間を育成していくかという事を共有する事が、すごくこの提言の大きな意味合いになるのかなと、いう風を感じています。以上です。

会 長： そうですね。有り難うございました。

委 員： ここで言う障がい児保育に関わる専門職・保育士で、それぞれ専門職のスキルアップと、専門職・保育士をはじめとする専門職に対しての、手厚い対応が必要だと思います。

会 長： はい、有り難うございました。

委 員： 医療型児童発達支援センターの仕組みづくりの所で、後方支援という事で位置付けを頂いています。

後方支援の中でも、やはり医療ケアの必要な子ども、保育サポートを受けておられる子どもは、もちろんなんですけれども、気づきの段階の、いわゆる障がいという事ではないけれども、保育園・保育所で、どう対応したらいいのか、わからない子どもの相談等もセンター（いちょう学園）の方で受けています。

今日も午前中、私立保育園の方に支援に行きました。実践の中で気になる子のお話をさせて頂いて、その子どもの年齢の定型発達の話をしたり、その子どもの発達の話を見せてもらったりしながら、その子どもを理解する上で、何に困っているかを話します。

そんな中で、障がい児保育ではないけれども、その子どもを知るためには、やっぱり保育の支援計画があり、短期計画とか長期計画とか、その子の目標を作っていくという事は、気になる子どもには必要な事だろうと思います。

それは、きっと7頁～8頁の保育指針に出ている、障がい児の保育という事だけに限らず、気になる子どもには、こういう計画の立て方であれ、こういう子どもの物の見方をしていくと、見やすいよという事の一つの指針なのかなと思っています。

今日は、たまたま私立の保育園に、行かせて頂いたんですけども、現場の保育士は、ちょっとした第三者的な、客観的な保育の見方を伝えるだけでも、とっても喜んでおられました。

巡回指導みたいに、先生達がいらっしゃって、専門的なお話をして頂くのではなく、保育の手立てを具体的に伝えていく後方支援も、児童発達支援センターの役割なのかなと思っています。

もちろん、センター(いちょう学園)には、医療ケアの面では、専門職がいますし、そういう所での後方支援をさせて頂く事も出来るんだろうなと思います。

先程おっしゃっていたみたいに、現場の障がい児保育に関わっている保育士を支えていくという事が、やはりすごく大切な事なんだろうなと思います。

すごく悩んでおられて、どういう風に対応したらいいかわからない、すごく気にはかけているし、子どもの事も大切に思っておられるけれど、どういう風に具体的にしたらいいかわからないという保育士さんもいるというところの対応を、センターの後方支援として、もう少し強化していけたらいいのかなと思う所はあります。

その辺を、今頃になってすみませんが、お願いではないんですが、「6頁 図表2 子育て事業の現状」の所で児童発達支援センターから、線を引いてもらって後方支援の線があればいいかなと思います。

児童発達支援センターは、医療型に限らず福祉型であるしょうとく園の方も、保育所等訪問支援事業を行っておりますので、その児童発達支援センターから保育所等・認定こども園・幼稚園への連携の線があれば、センターがそういう連携を取らせて頂いているという事が、目に見えてわかるのかなと思います。

会 長： そうですね。

委 員： インクルーシブで育ちあう保育という事で、理想的な所を言うと、会長が最初に書かれている、障がいのある子どもと、ない子どもが同じ場で助け合い影響しあいながら育っていくという所が、やはり理想的な一番の実践の場であってほしいとは思っています。

やはり10頁の後方支援を強化する、の一番最後の3行の医療ケアを要する児童については、安心安全の受け入れが可能であるかについて、慎重に見極めながら対応の強化に取り組む必要があるという箇所、今の所は全面的

に保育の体制が整っているのです、どうぞ入園して下さいという風な形にはなっていないので、一緒に生活していくところをめざしていくという事を、提言といった形で方向性を示して頂けているのかなと思います。

また、センターに生活の拠点を置いている子どもたちも、公立の保育所と交流をさせて頂いています。

その場で保育所交流の、初日の時に、医療ケアの必要な子どもを、どんな風に紹介したらいいかなといった話がありました。

経管栄養であったりとか、気管切開であったりとか、胃瘻であったりとか、酸素吸入されている子どもの説明を、保育所の子どもに、説明をする機会を作りましょうと、今年度から実施するようにしました。

そういった中で、一緒にちょっと遊ぶ機会を持ったとしても、そこで育ち会えるという機会を持たせてもらえるという事なのかなと、そこから始めていく事もありなのかなという所で、この「育ちあう保育」というのは、希望をもてる言葉だなんて思って読ませて頂きました。

この提言の方向性、待遇の強化に取り組む必要があるという方向性は、とても力強いなと思いました。

会 長： はい、ありがとうございます。

今、医療型のセンターで、されているお話を聞くと、本当の意味で安心安全という事が、どこかへ行って、一緒にという綺麗ごとだけになる恐れがあるかなという事を、逆に感じますね。

委員の立場から言うと、共にという事の重要性、一緒に遊ぶという事が第一歩になるという事を言われると、逆に慌てすぎて、何か十分なそういうケアが出来ないで、浮き足立ったような事では、駄目だなという事も感じました。

まさにそれは連携ですよ。

医療型児童発達支援センターの中に、保育士はいるんですか。

委 員： はい、います。

会 長： その人の役割も大きいですね。

その人が、外に巡回するっていう事をやられているんですか。

委 員： 保育士が保育所等訪問支援で行かせて頂いたり、保育相談支援をさせて頂いています。

会 長： はい。それは大事ですね。有り難うございます。

委員： 障がい児保育なんですけれども、障がい児の関わりっていう所を見た時に、6頁にありますけれども、色んな支え合い、連携っていうのがあるんだなあっていうところなんですけれども、なかなかこう組織で見ますと、こども未来部であるとか、地域福祉部であるとか、教育委員会という、ちょっとこう大きな、縦割的な所がどうしてもあってですね、なかなかこう連携してるんですけれども、見えにくいっていう現状があると思います。

そういった中で今回、障がい児保育に視点を当てて、インクルーシブで育ちあうという所を、提言として挙げていくという所は、非常に意義深い事だな、という風に感じています。

実践についてなんですけど、今日の議論でもいろいろ現場の声とかありましたが、なかなかやはり障がいの有る無しに関わらず、その子どもの個性という所を見たときに、なかなかその答えが一つではないという事で、絶えず実践を追及していくという事を、今後も続けていかなければいけないな、という事を改めて感じました。

ただ、今ですね、この提言を受けて、特にこう当面取り組んでいかなければいけない実践としては、やはりわかりにくい支援という所をいかに解り易く、保護者の方等に伝えていくのか、そこが一番求められている所だな、という事で、今後の実践作りについては、また我々が現状レベルでしっかりと議論を積み重ねていかなければいけないという風に感じています。以上です。

会長： はい、有り難うございました。

委員： 保育所保健会から出席させていただいています。八尾市の障がい児の教育保育のあり方についての現状と課題インクルーシブ保育の創造に関する提言について、すごく取り組んでおられる事が大変よくわかりました。

私は、直接、障がい児医療とかには、携わっておりませんが、友人が、先日、三歳児健診の発達のコラボ外来に推薦させて頂きまして、何回か多分来て頂いていると思います。

意見をお聞きすると、八尾市の取り組み方が、結構よく取り組んでこられているという事で、褒めておられました。

その先生は、他の市にも神経専門なので、行っておられる方ですが、よく取り組んでおられますねと、いう風におっしゃっていました。それだけです、以上です。

会長： どこもうまく取り組んでいるんですね。

委員： また、今回も障がいの定員数の話し合いとか、検討会ですか、そういうのをやってるという風にお聞きしたんですけど、そうなんでしょうか。市の担当の方はいらっしゃらないですか。

委員： 経過観察健診ですか。

委員： そうです。フォローアップ健診。

委員： お世話になっています。

委員： 取り組んでまいりますか。

委員： カンファレンスですかね。

委員： そうです。カンファレンスとか、そういうのはしっかり出来ているようです。

会長： そうですか、わかりました。有り難うございました。

委員： 私も、今日、私立のこども園に、巡回に行かせて頂きました。
11時で終わるところを、いろいろと質問を全部聞いていたら、13時20分ぐらいまでやっていました。

皆さん、総括で頑張っており、きちんと係わっているなと思いますが、やっぱりこれでいいのかと、すごく迷っておられました。

巡回指導で、僕らが意味づけしたりとか色々お話をしたりとか、良い所は、ちゃんとフィードバックして進められていますが、巡回だけじゃなくいろいろな研修って大事なんだな、というのが実感です。

今回の提言も理念的な所は、ある程度方向性は出るので、後は具体的な部分として関係あるのは、各方面の研修体制の仕組みづくりが、いるんだろうなと思います。

おそらく委員として、この辺は、多分具体的に关わる事が出来るんだろうなと、それはまた頑張ろうというのが、今の正直な感想です。以上です。

会長： はい、是非ずっと係って頂きたいと思います。有り難うございます。

委員： 三つ位言っておきたい事があります。

一つは障害の重い・軽いついていうか生活に関わらずその因子、その非常に重い因子を抱えている人、例えば喉頭切開をしている人とか、胃瘻をしているとか、そういう風な人々に対する子どもたちに対する保育ですね。

その辺について出来れば、看護資格をもった人の配置を、必ずやって頂きたいですね。まず出来ないかなということです。

それからさっきちょっと出ましたけれど、協力体制の所もありますけど、これまでの実績というか在り方を踏まえて、行政がやってらっしゃるわけですから、急に変わろと言われても駄目だろうと思うんですけど、できれば、こども課というのがほしいですね。保健とかそういうのも含めて。

三番目に、子どもに実際に毎日あたる実践家というか最前線で働いてる保育士を充実させたいですね。

やっぱり給料安いし、キャリアアップ研修なんかの公的な、そういうシステムを、利用して彼女らの待遇の改善と人脈というか、人材の育成というか、そういうものに対応する方がいいんじゃないかと思います。

十年位かかるんじゃないかなって思いますね。

もうやっぱり十年位しているかな、巡回指導。

まあ、その積み重ねが、さっき出たような感じもあるか。嬉しいですけどね。

けど、やっぱり同じような事を毎年相談があるわけですよ。

一つはやっぱり、発達障害ではないかという診断に関する問題と、もう一つは、日常生活動作をどうしたらいいかというか、それからもう一つは、その他の子どもたちとの関係ですね。

そういう所に集約されていますけれど、そういう事について一番の答えを同じようにやるわけにはいかないから、毎年工夫して色々やっている訳ですけども、その結果が中々上がって来ないわけですね。

あの子はどうなったかなと言っても守秘義務ですよ。学校に問い合わせる訳にもいかず、結局どうしたんかなと。そういうのが多いので、年に何回かは障害児保育ゼミなんかやっている所では、半年したら、その結果の説明というのを求めます。

八尾市の巡回相談でもそういう風に、そしてその事が保育所では通常化するという形がほしい。

それで先程、こども課という風に言いましたけど、そこに行けば子どもである期間、その子ども達がどういう風な発達をしたかという事がわかるようになればと思います。

もちろん、守秘義務というのは人権に関わる事ですから最大に留意しなければいけない事だけど、僕らにとっては、どなたがというのが確かめられないのがつらい。勝手に行ってから勝手にこうしてはどうですかと言うだけじゃなくて、そういう事をいつも考えないといけないです。
以上、まあ、子どもの情報を一元化することも課。

それから人材育成についても、キャリアアップ研修を社協かどこか他の団体でもいいからやって頂いて、保育士の待遇改善と保育士全体の保育力、そういうものをアップするというような事を考えて頂きたい。

障がいがある、重ければ重いほどやっぱり医療的な対応方法も考えないといけない。まあ何人かの子ども達にとっては、そういう看護資格を持った、看護の派遣と言うか、そういうのがあるんじゃないのかなと、ちょっと考えました。

会 長： はい、有り難うございました。具体的な提案ですね。

委 員： 最後の委員の意見は、まさにその通りだと思います。

実際それがすぐに改善されるとは思いませんし、やっぱり職員も女性なので辞めたり、色々職場の中でやっていく中で、キャリアアップの難しさも感じています。

特に三歳児からサポート枠で入所してきて、三年間を見守るのに、なるべく同じ先生で同じ保育でとか、思いながらも職員の配置を変えていかざるをえないようなところもあります。

巡回指導は、私はずっと、一年に一回ですかと、言ってきたんです。そこで頂いたヒントと、一年間私達も手探りで色々な研修にも出させてもらいながらやる中で、次の年に来て頂いた時に、一年後の姿を見て頂いています。

その一年間って結構長くて、伸びる部分もあれば停滞している部分もあります。

そういう意味では、サポート枠の保育という事に、振り回されないように、共にというところでの保育をしながらも、報告では、気になる子の方へ手がいつてとか、逆にサポート枠の子が置いてきぼりになってとか、いろいろ現状はあります。

なので、私ども現場の方では、やっぱり職員の育成というところを頑張らないといけないですし、減少していく保育経験のある職員が経験のない職員に対して伝えていける部分は、もっと伝えていかなければならない、というところも感じております。

これからの、この八尾市の取り組みを、本当は私達が職員におろしていきながら保育の現場として、やるべき事をきっちりやっていかなければいけないかな、という事は感じさせて頂いております。

時間はかかるが、自分のやるべき事を、もう一つ確実にやっていかなければいけないなと思いました。

会 長： はい、ありがとうございました。皆さんの考えを伺いました。

丁度、時間になりましたが、それぞれ自分の働いておられる所等、それに限らずいろいろと具体的な提言を含めて、率直な提案というかご意見を聞かせて頂けたと思います。

八尾市の保育力という事も出ましたけれども、私も障がいのある子どもの保育・教育についてずっと考えて、福祉の問題にも繋がって考えてきました。

そういう事を考えていくと、本当に障がいのある子どもの事だけでなく、一人一人の子どもの問題ですね。

保育とか教育とか、それから福祉の在り方とか、そういう事にも繋がっていったんですね。

やはり具体的な取り組みっていうのは、ないといけないと思うので現場にもお邪魔してずっと学んできたんですけども、理念を持って、そして現状も見直してという両面がやっぱり必要です。

地道に取り組んで積み重ねていくという事が大事な、という風になってきました。

今回、この八尾市の就学前における障がい児保育・教育のあり方を、この機会に八尾市が制度改革を行うという事を一つの契機にして、提言をするという事になりました。

提言としては、出来るだけ皆さんのご意見も反映するような形で出し、あとはしっかりやってほしいという事を、お願いしていくという事になるんじゃないかなと思います。

貴重なご意見を聞かさせて頂きまして、ありがとうございました。

事務局： もう一定は皆さん意見を出し尽くして頂いたところもあるのかなと思います。

後は、この場を出して頂いたご意見をどのように最終提言素案に反映していくのかは、また会長にご相談させて頂けましたらと思うのですが。

出来ましたら、出来るだけいち早くまとめていきたいと思います。

もし言い切れなかったご意見があるという事でしたら今週末の25日位を目途に寄せて頂けたら有り難いと思います。いかがでしょうか。

会 長： 今、ずっとお一人お一人伺ったらかなり意見を出して頂けていると思います。

今日、皆さんに出して頂いたご意見をどこまで反映させられるかどうかはまだわかりませんが、あとは事務局と会長に任せて頂いて、方針としてまとめていくという風にさせて頂きたいと思います。

これ忘れてました、重大な事ですと、いう事があつたら金曜日までにご連絡下さい。

それではあと事務局に引き継ぎし、進行をお任せしますのでよろしく願いします。どうぞ。

事 務 局： はい、それでは提言書につきまして、また皆さんのご意見を頂いて会長と調整して頂きながら、取りまとめさせて頂き、委員の皆様にご送付させて頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また提言書につきましては、手交式と言う形で市長の方に提言書をお渡しする事となります。手交式の方は、これから調整させて頂く事になるんですが会長、副会長でお願いをしたいと思いますのですが、それでよろしいでしょうか。

会 長： それでよろしいでしょうか。

各 委 員： はい。

会 長： じゃあ、そういう事でお願いします。

事 務 局： それで日時は、また調整させて頂きます。
最後に、事務局を代表して新堂部長の方からご挨拶をさせて頂けたらと思います。

会 長： はい、どうぞ。

部 長： こども未来部長の新堂でございます。閉会にあたり、一言ご挨拶申しあげます。本日を含め、委員の皆様方には、ご多忙の中、また、貴重な時間を割い

てご議論を重ねていただき、提言にまとめていただきましたこと、感謝いたします。誠にありがとうございました。

近年の障がい児を取り巻く状況の流れを受け、インクルーシブ、育ちあう保育、を掲げていただいたこと、すべての子どもたちが生き生きと育つことをめざす、今後の本市が取り組むべき方向を示していただけたものと考えております。

本市では、教育・保育の質を高めるため、公立の就学前施設を認定こども園に移行する方針のもと、来年春には5園を開園し、新たな教育・保育を創造していくこととなりますが、私立園では、先行して認定こども園の運営をされているところも多く、本市のどの就学前施設においても、これまでの取り組みを更に進められるよう、引き続き公私が連携・協力していきたいと考えております。

今回、提言にまとめていただいている方向をめざし、障がい児教育・保育に取り組んでいくことが、まさに教育・保育の質を高めることにつながるものと思います。

今後も審議会をはじめ、様々な場面でご意見を頂戴しながら、育ちあう保育を作り上げてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、今後も引き続き、お力をお貸しいただきますよう、お願いをいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

本日はありがとうございました。

●閉会

会 長： それでは、これもちまして、八尾市障害児保育審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。